各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (韓国産青とうがらしのテブフェンピラド、ニュージーランド産はちみつのグリホサート及びガーナ産カカオ豆の2,4-D)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年12月22日付け薬生食輸発1222第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、韓国産青とうがらしの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、韓国産青とうがらしのテブフェンピラドに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記1を追加する。

また、令和2年11月20日付け薬生食輸発1120第2号により通知したニュージーランド 産はちみつの違反事例において、製造所の名称に誤りがあることが報告されたことを踏 まえ、モニタリング通知の別表第3を下記2のとおり改正することとした。

さらに、これまでの検査実績を踏まえ、ガーナ産カカオ豆の2,4-Dについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

なお、韓国産青とうがらしのテブフェンピラドについては、登録検査機関による自主 検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

1

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、
				輸出者及び包装者
令和2年	韓国	青とうがらし及び	残留農薬(テブフ	NH TRADING CO., LTD.
12月24日		その加工品(簡易	ェンピラド)	
		な加工に限る。)		

## 2 別表第3のニュージーランドの項中、

対象品目	検査項目	製造者、製造所、
		輸出者及び包装者
はちみつ及びその加工	残留農薬 (グリホサート)	MANUKA DOCTOR LIMITED
品(簡易な加工に限る。)		

## を

対象品目	検査項目	製造者、製造所、
		輸出者及び包装者
はちみつ及びその加工	残留農薬(グリホサート)	MANUKA DOCTOR LIMITED
品(簡易な加工に限る。)		
		HONEY NEW ZEALAND (INTERNATIONAL)
		<u>LIMITED</u>

に改める。